（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五十条の四第一号中「及び住民票」を「、住民票」に改め、「これらの者が」を削り、「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十条の三十五第三項第三号を除き、」に改める。

第五十条の三十五第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第五号5記載上の注意1中「国籍」を「住所」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十条第一号中「及び住民票」を「、住民票」に改め、「これらの者が」を削り、「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第百四十七条の十九第三項第三号を除き、」に改める。

第百四十七条の十九第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第十五号5記載上の注意1中「国籍」を「住所」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（外国人登録証明書の写しに関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「新農業協同組合等信用事業命令」という。）第五十七条の四、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「新漁業協同組合等信用事業命令」という。）第五十条の四及び第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下「新農林中央金庫法施行規則」という。）第百二十条の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ新農業協同組合等信用事業命令第五十七条の四第一号、新漁業協同組合等信用事業命令第五十条の四第一号及び新農林中央金庫法施行規則第百二十条第一号に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

（紛争解決等業務に関する報告書の様式に係る経過措置）

第三条　新農業協同組合等信用事業命令別紙様式、新漁業協同組合等信用事業命令別紙様式及び新農林中央金庫法施行規則別紙様式は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

省　令

○法務省令第三十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

法務大臣　滝　実

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「課及び室」を「課」に改め、「登録室（東京入国管理局及び大阪入国管理局に限る。）」を削り、同条第二項中「課及び室」を「課」に、「十人」を「十一人」に改める。

第二条中「及び第七号から第十二号まで」を「及び第七号から第十一号まで」に、「大阪入国管理局の総務課においては第七号から第十二号までに掲げる事務を」を「大阪入国管理局」に改め、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

第五条を削り、第四条の二を第五条とする。

第七条第一項第二号中「第十号」を「第十三号」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第八号の二を第八号とし、第二十四号を第二十九号とし、第十六号から第二十三号までを五号ずつ繰り下げ、第十五号の二を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、第十二号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、第十一号の二を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十　在留カードの作成、交付及び返納に関すること。

十一　特別永住者証明書の作成、交付及び返納に関すること。

十二　中長期在留者に係る届出に関すること（中長期在留者の住居地に関する届出を除く。）。

第七条第二項の表を次のように改める。

局の名称	担当区分	分担事務
東京入国管理局	審査管理担当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに第二十九号に掲げる事務（在留管理情報担当、就労審査担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）
	在留管理情報担当	前項第十号から第十二号まで及び第二十九号に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第二十七号に掲げる事務
	就労審査担当	就労（技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務
	留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務
	研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務
	永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第一号、第六号から第十一号まで及び第二十九号に掲げる事務